

市議会令和6年第2回定例会

議案及び議案資料

議案第17号

(第4集)

柏市

目 次

議 案 第 1 7 号	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例 の制定について	1
議案第17号資料	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	3

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

水道法施行規則の改正に伴い，水道技術管理者の資格に係る規定を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例

柏市水道事業給水条例（昭和36年柏市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第45条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市水道事業給水条例第45条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第45条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第 17 号資料

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

柏市水道事業給水条例（昭和36年柏市条例第42号）新旧対照表

改正前	改正後
(水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで 略 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者